資格の学校 TAC NEWS RELEASE

2025年9月12日

各　　位

T　A　C　株　式　会　社
代　表　者　代表取締役社長　多田　敏男
（コード番号 4319、東証スタンダード市場）
問合せ先　取　締　役　野　中　将　二
電話番号　０３－５２７６－８９１３）

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議において、2025年12月上旬頃に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年９月30日（火）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

（１）基準日　：2025年９月30日（火）
（２）公告日　：2025年９月12日（金）
（３）公告方法：電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）
https://ir.tac-school.co.jp/

２．本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2025年８月６日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、株式会社ＪＰＥＣ（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2025年８月７日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立した場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを要請する予定とのことです。

当社は、当該要請がなされる予定であることを踏まえ、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、①本公開買付けが成立しなかった場合、又は②公開買付者が、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び本不応募株式（株式会社ヒロエキスプレスが所有する当社株式の全てをいいます。）を除きます。）を取得した場合には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

以　　上